平成２１年（フ）第２１１号
神奈川県相模原市弥栄２丁目14番８号
債務者　安西　道明
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２１２号
神奈川県相模原市津久井町中野1273番地５
債務者　小林ミチヱ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２３４号
神奈川県相模原市光が丘３丁目10番６－６号
債務者　秋元　信一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２３８号
神奈川県相模原市共和１丁目６番９号　グランシャリオ203
債務者　根岸　和弘
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２４８号
神奈川県相模原市東林間３丁目10番６号　フォーブル東林間101
債務者　長沢　佳江
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５５号
神奈川県相模原市下九沢2130番地１　橋本パーク・ホームズ303号西村方
債務者　桝形　治生
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６０号
神奈川県相模原市下九沢1211番地１　宮の上団地５―203
債務者　佐々木すゑ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９６号
静岡県富士市横割１丁目17番30号　駅南ハイツ201号室、住民票上の前住所静岡県富士市五貫島704番地の１
債務者　伊藤　航多
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１０７号
静岡県富士郡芝川町大鹿窪1213番地の６、住民票上の前住所静岡県富士宮市万野原新田3316番地の10
債務者　佐野　浩美（旧姓増島）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第６５８号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地23棟103号
債務者　樋口　忠雄
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３２号
神奈川県相模原市水郷田名２丁目13番27号　石井ハイツ101
債務者　平井　勇輔
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５０号
神奈川県座間市さがみ野３丁目６番14－404号　ハートランドさがみ野
債務者　久保　　勉
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２５４号
神奈川県相模原市当麻868番地４　アヴェニール当麻106
債務者　糊倉小百合（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第８０号
岡山県津山市椿高下106番地
債務者　中島　栄子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部